

役員等の選出規程

(総 則)

第1条 本規程は、役員等の選出に係わる全般的な事項を定める。

(役員等)

第2条 本規程における役員等とは、役員、部門役員、支部役員および評議員をいう。

(選出数)

第3条 通常総会までに、次の役員等を選出する。

- (1) 役 員 毎年、会長代理、総務企画理事、会計理事、編修理事、研究経営理事、監事を各1名。任期満了の年には、再任もしくは新任の専務理事1名。
- (2) 部門役員 2年毎に部門長を1名、毎年副部門長、総務企画担当、会計担当、編修担当、研究経営担当、監事を各1名。任意の年に、細則第27条に規定する定数を超えない範囲で、次期部門長等その他に必要な役員を0~2名。ただし、次期部門長の選出年は部門長の選出年と同じにすることはできない。
- (3) 支部役員 2年毎に支部長1名を、毎年総務企画幹事、会計幹事を各1名。協議員は、支部に属する正員の選挙で選出される定数の半数(3~10名)および支部長推薦で選出される者(2名以内)。
- (4) 評 議 員 任期満了の年には、再任者ならびに退任者と同数の新任者。
- (5) 2号代議員 任期満了(2年)の年度には、再任者ならびに退任者と同数の新任者。

(関連規程類)

第4条 役員等の選出は、定款、細則および本規程に定めるもののほかは、下記規程細目および申し合わせによる。

- (1) 役 員 「役員候補者選定・選出規程細目」および「役員候補者選定申し合わせ」
- (2) 部門役員 「部門役員候補者選定・選出規程細目」および「部門役員候補者選定申し合わせ」
- (3) 支部役員 「支部役員候補者選定・選出規程細目」
- (4) 評議員 「評議員候補者選定・選出規程細目」および「評議員候補者選定申し合わせ」
- (5) 2号代議員 「2号代議員候補者選定・選出規程細目」および「2号代議員候補者選定申し合わせ」
- (6) 選出スケジュール 「役員等の選出スケジュールなどの申し合わせ」

(投票の有資格者)

第5条 役員等の選出における投票の有資格者は、毎年1月末時点における正員とする。

(付則)

1. 本規程は平成3年3月26日、理事会において承認制定。
2. 本規程は平成3年5月24日より施行する。
3. 本規程は平成11年4月19日、理事会において一部改正。
4. 本規程は平成12年4月26日、理事会において一部改正
5. 本規程は平成18年10月13日、理事会において一部改正